

# 新基本民法 3 担保編

## —物的担保・人的担保の法

大村敦志

2016年9月発売 / 242頁 / 本体1900円+税  
A5判 / 並製



**編集担当者から** 今月も、「新基本民法」のご紹介です。「4債権編」に続き、「3担保編」が発売になっています。「担保」といえば、いわゆる「担保物権」をまず思い浮かべる方も多いかもしれませんが、本書では、債権を担保するための仕組みとして、「保証」と「連帯債務」も扱っています（サブタイトルを見てください）。両者をひとまとまりに学んだほうが、「担保する」ということを機能的にとらえられるからです。

登場人物が増え、その関係も複雑になる、執行法や倒産法まで目配りをしなければいけない、などなど、ここは民法のなかでも特に複雑なところなんです。だからこそ、「債権者平等」とはどういうことか、そもそも「担保する」とはどういうことか、をしっかり押さえることから始めましょう。初学者にはもちろん、すでに学んだけれど……という方にもオススメです。

3巻は鮮やかな黄緑のカバーで登場。全8巻の本シリーズもあと2巻となりました。どうぞお楽しみに！（YF）

**Point!**

**P** 2色刷。図表も満載。もちろん債権法改正に対応しています。

66 第1章 物的担保
第2節 抵当権 67

**UNIT 5 抵当権と競合債権者—抵当権者は何かできるか？**

**第1章 物的担保**

**第2節 抵当権**

**第3節 競合債権者との利害調整**

**I 実行時の調整—共同抵当**

1 問題の前提

(1) 共同抵当の必要性 (2) 共同抵当の問題点

2 解決の方向

(1) 序—単独抵当の場合

(2) 基本型=同一の所有者の場合

(3) 複合型=異なる所有者の場合 (弁済による代位)

**II 実行前の調整—抵当権の処分**

1 転抵当

2 その他の処分

■ 参考文献 ■ 374条、376条、377条、392条~394条  
\*みかた 2-6

(抵当権の処分)

**第376条** ① 抵当権者は、その抵当権を他の債権の担保とし、又は同一の債権者に対する他の債権者の利益のためにその抵当権若しくはその順位を譲渡し、若しくは放棄することができる。

② 前項の場合において、抵当権者が数人のためにその抵当権の処分をしたときは、その処分を受ける者の権利の順位は、抵当権の登記にした付記の前後による。

(共同抵当における代償の配当)

**第392条** ① 債権者が同一の債権の担保として数個の不動産につき抵当権を有する場合において、同時にその代償を配当すべきときは、その各不動産の価額に応じて、その債権の負担を受ける。

② 債権者が同一の債権の担保として数個の不動産につき抵当権を有する場合において、ある不動産の代償のみを配当すべきときは、抵当権者は、その代償から債権の全部の弁済を受けることができる。この場合において、次順位の抵当権者は、

その弁済を受ける抵当権者が前項の規定に従い他の不動産の代償から弁済を受けべき金額を限度として、その抵当権者に代位して抵当権を行使することができる。

**UNIT 5 抵当権と競合債権者**

**第3節 競合債権者との利害調整**

ここでも各論的な検討を行うが、「競合債権者との利害調整」という観点から総括できるいくつかの問題を取り上げる。ここで言う「競合債権者」とは、債務者Yに対して債権を有しており、その利害が抵当権者Xと同一の次元に属する者のことである（定まった用語法ではないので注意してほしい）。具体的には、後順位抵当権者(Z1)と一般債権者(Z2)が考えられる（図表5-1）。これらの者との利害調整をどのように行うかがこの話題である。

図表5-1 競合債権者との利害調整（当事者の法律関係）

出発点となる考え方は次の通りである。XはZ1・Z2に対して優先権を有する。これは確かである。しかし、Xに劣後するZ1・Z2の権利も、一定の限度では保護されなければならないということである。抵当権者Xの優先権の内容のすべてが固定しているならば、このようなことを言う意味は乏しい。ところが、実際には、抵当権者Xは自分の有する優先権を一定の範囲で自由に行使することができる。ただ、それによって後順位者Z1・Z2の期